

PRESS RELEASE

緊急事態宣言の対象区域の解除に伴う市立学校の対応について

福岡県の緊急事態宣言対象区域からの解除等に伴う、福岡市立学校の対応について、下記のとおりお知らせします。

【学校における感染防止対策の徹底】

○CO₂モニターによる教室の換気状況の見える化【継続】

○感染リスクが高い教育活動の中止【令和2年度内は継続】

例) 対面形式となるグループワーク、近距離で一斉に大きな声で話す活動、音楽の授業における室内での合唱、近距離で活動する調理実習
体育の授業における密集したり接触したりする運動 など

【コロナ不安で登校できない児童生徒への対応】

○1人1台端末を活用したオンライン授業（出席扱い）【継続】

【受験を控える学年への対応】

○中学校3年生：時差登校の実施及び午前中授業（給食後下校）【卒業式前日まで継続】

○高校3年生：受験に伴う自宅学習（例年同様）【卒業式前日まで継続】

【学校施設開放事業（事前登録している団体が校庭等を使用できる事業）の取り扱い】

○令和3年3月1日（月）から、使用時間を21時までに制限したうえで、校庭及び体育館等屋内施設の使用を再開

※ ただし、使用再開後であっても、学校行事や新型コロナウイルス感染症対策により、使用を中止または制限する場合があります。



〈問い合わせ先〉

【学校施設開放事業に関すること】

教育委員会教育環境部教育環境課

課長 中松 恵治

電話 092-711-4378（内線：3554）

【その他に関すること】

教育委員会指導部学校指導課

課長 齊藤 啓一

電話 092-711-4675（内線：3710）